令和６年９月橋本市議会定例会会議録（第５号）

令和６年９月12日（木）

議事日程第５号

令和６年９月12日（木）　　午前９時30分　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　承認第１号　専決処分事項の承認について(令和６年度橋本市一般会計補正予算(第４号))

日程第３　承認第２号　専決処分事項の承認について(令和６年度橋本市一般会計補正予算(第５号))

日程第４　承認第３号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号））

日程第５　認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について

日程第６　認定第２号　令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第７　認定第３号　令和５年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

日程第８　認定第４号　令和５年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について

日程第９　認定第５号　令和５年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について

日程第10　認定第６号　令和５年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

日程第11　認定第７号　令和５年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第12　認定第８号　令和５年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について

日程第13　認定第９号　令和５年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第14　認定第10号　令和５年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について

日程第15　認定第11号　令和５年度橋本市水道事業会計決算の認定について

日程第16　認定第12号　令和５年度橋本市下水道事業会計決算の認定について

日程第17　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について

日程第18　議案第８号　紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第19　議案第９号　橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20　議案第10号　橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第21　議案第11号　橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第22　議案第12号　橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について

日程第23　議案第13号　橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24　議案第14号　橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について

日程第25　議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第６号）について

日程第26　議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第27　議案第３号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第28　議案第４号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第29　議案第５号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第30　議案第６号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第31　議案第７号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について
日程第32　議案第15号　令和５年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第33　議案第16号　物品購入契約の締結について
日程第34　議案第17号　物品購入契約の締結について
日程第35　選第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第36　選第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第37　選第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について

会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　承認第１号　専決処分事項の承認について(令和６年度橋本市一般会計補正予算(第４号))
日程第３　承認第２号　専決処分事項の承認について(令和６年度橋本市一般会計補正予算(第５号))
日程第４　承認第３号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号））
日程第５　認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について
日程第６　認定第２号　令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について　から、日程第17　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について　まで
日程第18　議案第８号　紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第19　議案第９号　橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第20　議案第10号　橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
日程第21　議案第11号　橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について
日程第22　議案第12号　橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について
日程第23　議案第13号　橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24　議案第14号　橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について
日程第25　議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第６号）について
日程第26　議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第27　議案第３号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第28　議案第４号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
日程第29　議案第５号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第30　議案第６号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第１号）について
日程第31　議案第７号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について
日程第32　議案第15号　令和５年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第33　議案第16号　物品購入契約の締結について
日程第34　議案第17号　物品購入契約の締結について
日程第35　選第　１号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第36　選第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第37　選第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について

議員定数１８名

出席議員１８名

１番　森下伸吾君	２番　板橋真弓君
３番　岡本喜好君	４番　梅本知江君
５番　阪本久代君	６番　髙本勝次君
７番　岡　弘悟君	８番　田中博晃君
９番　堀内和久君	10番　垣内憲一君
11番　岡本安弘君	12番　小林　弘君
13番　田中和仁君	14番　南出昌彦君
15番　辻本　勉君	16番　土井裕美子君
17番　石橋英和君	18番　中本正人君

説明員職氏名

市長　平木哲朗君	教育長　今田　実君
病院事業管理者　古川健一君	総合政策部長　井上稔章君
総務部長　中岡勝則君	経済推進部長　三浦康広君
	農業委員会事務局長
健康福祉部長　久保雅裕君	危機管理監　大岡久子君
建設部長　西前克彦君	会計管理者　兼井和彦君
上下水道部長　堤　健君	教育部長　岡　一行君
消防長　永井智之君	病院事務局長　池之内正行君
選挙管理委員会事務局長　辻本昌亮君	監査委員事務局長　岩坪恭子君
財政課長　三嶋信史君	政策企画課長　辻本真吾君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長　福　井　直　記　　議会事務局次長　笹　山　　奨
議事調査係長　中　井　ユ　リ　　書　　記　諸　田　泰　己

（午前９時30分　開議）

○議長（森下伸吾君）おはようございます。

ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告をいたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり１件であります。これを会議規則第141条の規定により、請願第５号　学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願　については、文教厚生建設委員会に付託をいたします。

以上で報告を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、日程第１　会議録署名議員の指名　を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、５番　阪本君、13番　田中君の２人を指名いたします。

日程第２　承認第１号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第４号））

○議長（森下伸吾君）日程第２　承認第１号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第４号））　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第１号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第１号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第４号））　を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

日程第３　承認第２号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第５号））

○議長（森下伸吾君）日程第３　承認第２号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第５号））　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第２号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第２号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市一般会計補正予算（第５号））　を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

日程第４　承認第３号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号））

○議長（森下伸吾君）日程第４　承認第３号専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号））　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第３号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第３号　専決処分事項の承認について（令和６年度橋本市水道事業会計補正予算（第２号））　を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

日程第５　認定第１号　令和５年度橋本市一般会計決算の認定について

○議長（森下伸吾君）日程第５　認定第１号令和５年度橋本市一般会計決算の認定について　を議題といたします。

便宜、事項別明細書により、歳出から款別に質疑を行います。決算書の90ページをお開きください。

まず、１款議会費、90ページから93ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、１款を終わります。

次に、２款総務費、92ページから135ページ

まで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、２款を終わります。

次に、３款民生費、４款衛生費、134ページから201ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、３款、４款を終わります。

次に、５款労働費、６款農林水産業費、７款商工費、200ページから233ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、５款から７款を終わります。

次に、８款土木費、９款消防費、232ページから263ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、８款、９款を終わります。

次に、10款教育費、262ページから313ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、10款を終わります。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、312ページから319ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。20ページをお開きください。

１款市税、２款地方譲与税、３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、20ページから25ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、１款から５款を終わります。

次に、６款法人事業税交付金、７款地方消費税交付金、８款ゴルフ場利用税交付金、９款自動車税環境性能割交付金、10款地方特例交付金、11款地方交付税、12款交通安全対策特別交付金、24ページから29ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、６款から12款を終わります。

次に、13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料、15款国庫支出金、16款県支出金、17款財産収入、18款寄附金、28ページから63ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、13款から18款を終わります。

次に、19款繰入金、20款繰越金、21款諸収入、22款市債、23款自動車所得税交付金、62ページから87ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、歳入を終わります。

それでは、一般会計決算書全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第１号については、８人の委員をもって構成する令和５年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、認定第１号については、８人の委員をもって構成する令和５年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

令和５年度決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長において、２番　板橋君、４番　梅本君、５番　阪本君、８番　田中君、９番　堀内君、12番　小林君、13番　田中君、18番　中本君、以上８人を指名いたします。

日程第６　認定第２号　令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について から、日程第17　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について　までの12件

○議長（森下伸吾君） 日程第６　認定第２号　令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について　から、日程第17　認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について　までの12件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

まず、認定第２号　令和５年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、次に、認定第３号　令和５年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、次に、認定第４号　令和５年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、次に、認定第５号　令和５年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、次に、認定第６号　令和５年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、次に、認定第７号　令和５年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、次に、認定第８号　令和５年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、次に、認定第９号　令和５年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、次に、認定第10号　令和５年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、次に、認定第11号　令和５年度橋本市水道事業会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、次に、認定第12号　令和５年度橋本市下水道事業会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、次に、認定第13号　令和５年度橋本市病院事業会計決算の認定について　質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております認定第２号から認定第13号までの12件については、令和５年度決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、認定第２号から認定第13号までの12件については、令和５年度決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

日程第18　議案第８号　紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第18　議案第８号紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第８号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第19　議案第９号　橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第19　議案第９号橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第９号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第９号　橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20　議案第10号　橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第20　議案第10号　橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、文教厚生建設委員会に付託いたします。

日程第21　議案第11号　橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第21　議案第11号　橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号　橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22　議案第12号　橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第22　議案第12号　橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号に

ついては、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号　橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23　議案第13号　橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君） 日程第23　議案第13号橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号　橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24　議案第14号　橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君） 日程第24　議案第14号橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番　髙本君。

○６番（髙本勝次君） そしたらお聞きします。この条例の第13条の第４項のところなんですけども、運賃協議会の会議は非公開とすると書いておるんですが、基本的にだいたい委員会とか、普通は審議会でも傍聴できるんですけども、今回ここで非公開というのがどうい

う理由でそうなっているのか疑問がありますので、お尋ねします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）そもそもこの改正と申しますのが、令和５年10月に道路運送法が改正されたことによりましての改正でございます。基本的には、今まで橋本市でいいますと生活公共ネットワーク協議会の中で運賃を決めておったんですが、それをいわゆる運賃協議会というのを別につくるというそういうことになっています。

この趣旨なんですけれども、もともとその協議会の中には様々な運送業者が入っていることによりまして、協議会全体で決めるとどうしても、いわゆる独禁法に関わるようなリスクが発生するということで、この会議の中では入ってくる運送業者を１社と、いわゆる料金改定をする事業者１社としまして、残りのメンバーに関しましては市町村と運賃協議を定める運行事業者、それから近畿運輸局の和歌山支局、それから住民の代表、あと、ネットワーク協議会の会長等というところで協議することとなっています。

そういった内容のところでございますので、国の法律等指針に従って非公開とさせてもらっているというところであります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号　橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25　議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第６号）について

○議長（森下伸吾君）日程第25　議案第１号令和６年度橋本市一般会計補正予算（第６号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別に行います。

補正予算説明書の令和６年度橋本市一般会計補正予算（第６号）の11ページをお開きください。

まず、２款総務費、11ページから16ページまで、質疑ありませんか。

５番　阪本君。

○５番（阪本久代君）おはようございます。

12ページのコミュニティバス購入負担金のところでお尋ねします。

南海りんかんバス株式会社が購入するということなんですけれども、今までと同じ車種というか、模様というか、外装というか、そういうのは同じようになるのか、これからの

協議になるのか、お尋ねします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）模様といいますと、カラーリングということですね。私、今はっきり、同じだと思うんですけどしっかりした答弁ができないで、保留にさせていただきたく思います。

○議長（森下伸吾君）ほかにございませんか。

９番　堀内君。

○９番（堀内和久君）私も同じところです。購入する車種とか、だいたいコミュニティバスといったら中型というか、ハイエースのちょっと大きいようなあんな感じでというのは、イメージは分かっとるんです。それで、いいものを買っていただいとるんで、しっかり走っていただいて人を乗せてくれたらいいと思うんですけど、ただ、車検とか、間、休むときがありますよね。というのは、言いたいことは、ずれたら申し訳ないんですけど、車検とか代車とかそういう扱いのときに、大きいバスにたすきをかけて走っとるのをよく見るんです。ということは、運行ルートで、このサイズやからこの道のルートで決定しとるのに、車検というたら同等品で返ってくるもんやと思うんですよ。返してくれるもんやと思うんで、その点はちゃんと車を購入して台数を確保しとるんやったら、使い回しの部分とか、車検の代替というたら大概車検業者が代替で貸してくれたりするイメージがあるんですけど、そういうところも考えてほしいなって。ここから聞いていいのかどうか分からないんですけど、もしお答えできればお願いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）実際、今回購入する車種もポンチョという車なんですけど、これは非常に特殊で、いわゆるノンステップバスでありながら小型であるという、使い勝手のいい車種になります。これをりんかんバスに予備みたいな形で所有する、もしくは市が購入して予備で補充するとなると、やはりコスト的にもかかるというところになってきますので、どういう方法がいいのかというのは今後また検討していきたいというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）９番　堀内君。

○９番（堀内和久君）ありがとうございます。

購入しとるんで、道路交通法で言うたら車検せなあかんのやから、その間、何か考えらなあかんという、そこもこういう購入とか、バスの運行のルートの協議会とかで、同等品で走ってもらわんと、停留したら停留した分、幅が出ますよね。だから、そういうのもちゃんと今後考えて、購入のときに予備予算がつくんであるとか、代替が市で持てとは言いませんけど、そういうのもきっちり規律というかを決めてくれやんと、道路の渋滞の発生のきっかけになったり、事故のきっかけになったりするんで、死角でもし万が一、人さまを傷つけたりしたらあかんと思うんで、そこはきっちり厳しく検討していただきたいことを要望します。お願いいたします。

○議長（森下伸吾君）５番　阪本君。

○５番（阪本久代君）同じところなんですけれども、さっき聞いたのは北部線でもしょっちゅうりんかんバスの緑色のバスが今も走っているんです。だから、多分柿色のほうを買い換えるということだと思うんですけれども、かなり老朽化して買い換えないといけないということだとは思うんですが、あまり北部のほうで柿色を見たことがないんですよ、とにかくね。これ、予算が通って、いつから新しいバスが走り出すんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）購入のタイミングになってこようかと思うんです。今の段

階では、バスを発注してからそのバスが入るまでの期間というのがはっきり分からないところがありますので、明確な答弁が今の段階ではできないんですが、できるだけ早いうちにというところになるかと思います。

それから、カラーリングの件なんですけれども、オレンジ色を基本としてカラーリングをすることで、愛称の「はしっこバス」を入れて、レイアウトについては今後検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） ちょっと補足します。今グリーンのバスが走っているのは、実はポンチョ１台が故障しているんです。それで今、南海りんかんバスの部分を走らせています。２台は当然同じようなものを、ポンチョを購入してもらって走らすということになるんで、北のほうは多分、グリーンの南海りんかんバスにコミュニティバスって貼って走っているだけなんで、両方とも老朽化していて、両方とも買い直さなあかんということになっていますので、グリーンのバスばかりで申し訳なかったんですけど、そういう理由があったことをご了解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君） 同じところで質問をさせてください。

コミュニティバスの購入、国庫補助を除いたと書いてあるんですけども、国庫補助の大きさは、金額は分かりますか。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） こちら、購入費用は２台分となっておりまして、国庫補助の金額は1,500万円、総額としましては4,007万5,600円となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 阪本議員、カラーリング、車種の件は、先ほどの答弁でよかったですね。分かりました。

それでは、質疑がありませんので、２款を終わります。

次に、３款民生費、４款衛生費、15ページから24ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、３款、４款を終わります。

次に、６款農林水産業費、７款商工費、23ページから26ページまで、質疑ありませんか。

８番　田中君。

○８番（田中博晃君） おはようございます。

26ページの商工振興に要する経費の80万円。説明書を見たらだいたい書いてくれてやったんですけれど、もうちょっと詳しく、どこで、お客様の対象ですね、高い商品を高い購入意欲のある方のところで売らんことには売れやんし、逆にないところで高いのを売っても意味ないしというのもあるんで、どこでどのようなものをまず販売していくのかというのと併せて、もし同じような団体、パイルには限らないですけれども、市内の団体で「こんなんあるんやったらうちもやりたいわ」となった場合は、それも同じように検討できるのか、併せてお願いいたします。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

まず一点目ですが、この事業の概要なんですが、場所は、近鉄のあべのハルカスの本店の２階のイベントスペースをお借りしまして、紀州繊維工業協同組合等が行う事業となっております。

内容的には、最近、新商品の開発補助とい

うのを市でもやっているんですが、その中で最終商品というのが繊維組合のほうも出てきまして、集まったものというのを消費者に向けて売っていくというもので、対象者は比較的富裕層ということになっております。

事業の概要は、日時は本年12月４日から12月10日の７日間ということになっておりまして、もう一つは、同じような要求があったらということなんですが、今回、事業者の団体といいますか、紀州繊維工業協同組合等の地場産業を推進する団体からの要望がありました。こういう中で意図としては、今後その産業をどうするんか、それから後継者をどうしていくんかなどの社会的課題に対しまして、今回こういうようなことを実施して、比較的、取り組むのも若い人たちなんですが、若い後継者たちが富裕層に向けて売っていきたいという思いの中で、社会的課題を解決するというところで、今回、公費として出していただいております。

一方、ほかの同じような団体から出てきた場合には、見当としてできるとは考えておりますが、一方で個人的に個人事業者が出てきた場合というのは、現在あります新商品の開発補助ですとか、販促の補助金というのは実際市でございますので、そういうのを使っていただいてという形になると思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ８番　田中君。

○８番（田中博晃君） ありがとうございます。

今、部長のほうから若い経営者、予備軍たちというんかな、という話が出たんやけど、実際、今、徐々に若返りつつある中で、今回のこのイベントを通じて、市としてはお金の部分だけなのか、例えば現場に行って同じように、ここは今回パイルですけれども、市もお手伝い、ある意味もしかしたら橋本市としてもこの場所を借りて市の販促をせんなんのかなという気もするんですけれども、そういったお手伝いのところはいかがですか。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問お答えします。

お手伝いのほうといいますか、実際販売する若い方々というのは、極端に言いますと、僕らの年代よりまだかなり若い方がされる、女性の方が中心にされるんですけど、そこに社長もいはって、社長、「お父さん、もう来んといてよ。私たちでするんで来んといてよ」というような状況ですんで、基本的には恐らくそこに市の職員が入って同じような販売をするんかといえば、そういう状況ではないということです。ただ、どういう状況で売っているんかというのは市のほうでも確認しておく必要はあると思いますので、見に行くと言うたらおかしいですけども、そういうことで視察というかはさせてだきたいなというようには思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

７番　岡君。

○７番（岡　弘悟君） 同じところを聞こうと思っていたんですけど、この地場産業の育成、振興とか地域活性化という話なんですけども、地場産業のまず位置づけって、どういうところで位置づけをしているんかなというのが分からないんです。長年、議員をやらせていただいていると、パイルとか製竿とか農業とか、そういったカテゴリーではこういったものがよくつけられるんですけども、地場産業って、橋本市の産業ってそれだけではないので、そういったところにどういった形で予算をつけていくかという考え方と、あと、地域の活性化という面においては、例えば橋本市もオムレツをやっているみたいに、卵も橋本市の産業の一つ、名産品の一つになる中で、組合も

ちゃんとありますし、そういったところを外にアピールしていく方法もあると思うんですけど、こういった予算をつけるときには、これは例えば今回はパイルの組合のほうから「こういったことをしたいのでお願いします」という、市からお願いしているのではなくて、業者のほうからお願いをされているという形を取っているんかな。だからつかないんかなと思うんですけど、例えば卵にしてもオムレツにしても、オムレツは協議会があるし、こういうことをやっていますよという外に発信には使えると思うんですけど、その点はどのような考えでこういう形になっているのか、お答えください。

○議長（森下伸吾君） 経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君） ご質問にお答えします。

まず、今回の経費というのは、先方のほうから要望があってということになっております。当然、市の中でも恒常性があるんかとか、そういうことは検討しまして、今回支出するという状況になりました。

先ほどご質問のありました地場産業というのをどういうふうに見るんかというのはすごく難しい問題で、基本的に地場産業というのはその市、行政、地域の中で、比較的地域の中心となり得る産業ということで、たしかそういう定義やったと思われます。そんな中で本市のほうでは農業ですとか、かつて栄えた、再度頑張ろうとしているパイル織物ですとかというところに、こういうような委託料なんかを出して推奨してきたところでございます。ほかのところに手を差し伸べれへんのかというのはそうではございませんでして、当然市のほうでも販路促進でしたり新商品を開発するにあたりまして、補助金なんかを創設しまして、新たな産業の創設というところも期待しているところとなっております。

もう一つは、要望がなかったらというんですか、ほかにも産業があるのにそこに対する手を差し伸べれへんのかということに関しましては、例えば卵のお話が出ましたけども、こちらはしっかり、当然橋本市というのは和歌山県内で半分以上のシェアを持っている卵の生産ですんで、それは当然ＰＲしながら守っていかなあかん部分やなというのは思います。ただ、一つは、事業者の「よし、俺らが頑張ってこれを盛り上げていかなあかんぞ」と意味合いというか、そういう意向というか気持ちも大事やと思いますので、そこを要望も頂きながら考えていかなあかんかなとは思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ７番　岡君。

○７番（岡　弘悟君） ありがとうございます。

確かにパイル織物の、今いろんな形で取組みをされているのは聞いています。昨日も隣の議員からもそのお話を聞いていて、いろんな商品があって、今までは下請みたいな形でやっていたんやけども自分のところでプロデュースされているというのも、最終形の製品を作って頑張っておられる。世界にもどんどん売りに行かれているという、その意欲というのもどんどん出てきているんで、それはもちろん理解するんですけど、ただ、ここで一点お願いしたいのは、やはりこういった助成金やの補助金があるのを知らないところもたくさんあると思うんです。だから、一度そういったことを使ったところは、またないんかなと思って多分、情報収集をされているんやと思うけど、一度も使ったことがないというのは、そんなんあったんやという話になってくるんで、その辺の情報発信のできれば公平さ、知っているから使えるのではなくて、みんなが知っているけども使う、使わないは選択があるというんかな、そこの公平さだけは

担保するようにとお願いしたいんですけど、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問お答えします。

当然、公金での支出ということになりますので、公平性というのはやっぱり必要になってくると思います。使う方が知らなかったというところはあっては駄目やと思いますので、方法的なものはこれからしっかり考えらなあかんと思うんですが、広報ですとかＬＩＮＥですとかというのは既にやっていますが、別の方法でも検討をしまして考えていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）同じところで質問をさせてください。

パイルの最終商品、これ、ＢｔｏＣで売っていこうということやと思う。それであべのハルカスということはまさにそういうことやと思うんですね。業者にこういうのを発信するというよりは、顧客を直接開拓していこうという動きが見てとれるんですけども、ということは、いい商品がもしできてちょっと売れ出したとして、継続して２年、３年としていけば結構結果が出るんかなと思うんですけど、単年度事業のお話なんで、来年どうですかというのは聞いてもいいもんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）来年の話については分かりません。ただ、継続事業かどうかについては、これ、昨年ですかね、和歌山近鉄で同じようなことをまずは事業者で試しにやってみたということから始まっております。その結果、近鉄の目に止まりまして、かなり売上げもよかったし評判もよかったというところで、今回あべのハルカスのほうで実施してくれということで、床の借上料は無料、免除させていただいて取り組むというところになっておりますので、継続事業というか、取組みによって広がっていっとるというか、そういう状況でございます。今後、話はまだ現場に伺っておりませんので分かりませんが。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、６款、７款を終わります。

次に、８款土木費、９款消防費、25ページから30ページまで、質疑ありませんか。

５番　阪本君。

○５番（阪本久代君）28ページの都市公園遊具の撤去と修繕のところなんですけど、点検をされて、まだまだかなりちびっこ広場のほうでは修理困難なものも残っているんですけれども、半年ぐらい遊具に使用不可のテープが貼ったままという状態が続いているんですけれども、こういうのはこの後どうされるのかということと、都市公園の遊具も撤去した後、また新しいものを設置されるのかどうか、お尋ねします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今回の補正予算で、ちびっこ広場の修繕と都市公園の遊具の撤去を上げさせてもらっています。ちびっこ広場のところで言いますと、そもそも使用不可と判断された遊具が66基ありまして、今回の補正で24基の修繕を実施する予定です。それが残るところの42基については、７年度の当初予算で撤去の予算を計上していく予定となっております。

それから、撤去後のちびっこ広場の遊具については、どうしていくかというところが具体的にまだ決まっていないんですが、利用状況とか、周辺の公園の状況とかを見ながら各地区とも協議して、基本的には減らしていく

方向で検討したいんですけど、今後検討していくとなっております。

それから、都市公園の遊具については、今回の予算では６基の撤去工事の予算を計上させていただいております。使用不可となった39基のうち６基の撤去というところで計上させてもらっているんですけど、残り33基については既に修繕済みでございます。

撤去した後の遊具をどうしていくかについては、これもちびっこ広場の遊具と同様になるんですけど、まだ具体的には決定しておりません。今後、検討していくということになっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） 例えば三石台の中央公園、複合遊具が二つあって、二つとも使用禁止で撤去になるんですけど、二つともなくなったらほとんど遊具がなくなるというふうな状況に実際になると思うんです。できるだけ、どういう形のものになるのかは別として、ぜひともまた撤去した後、何らかの形で遊具を設置してもらえたらなと思うんですけど、その辺は多分地元とかいろいろの協議もしていかないといけないとは思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君） 答弁はよろしいですか。

○５番（阪本久代君） はい。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、８款、９款を終わります。

次に、10款教育費、29ページから36ページまで、質疑ありませんか。

８番　田中君。

○８番（田中博晃君） 34ページの岡潔数学体験館の分なんですけれども、会計年度任用職員を雇うということは人を入れてやっていくということなんでしょうけれども、オープンしてから人を雇わんなんぐらいなんでまあまあ入っているのか、それとも今の体制が悪いのか分からんのやけれども、実際、純粋にどれだけ人が来ているんかなというのが一番気になるんですよ、人を雇うということは。例えば学校とかで来られているのは除いて、ほんまに純粋によそから来ているというんかな、そういうところが分かるんであれば答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君） お答えいたします。

８月末現在の来館者数なんですけども、今、1,140名という数字が出ているんですが、純粋というところを算数教室と、それから特別に行った講演会、それと、地元の柱本小学校の授業で訪れた人数を差し引かせていただきますと、一般の来場者は約780名でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ８番　田中君。

○８番（田中博晃君） それは、当初の計画をされていてだいたいこれぐらいの人数が欲しいよなというところからしたらどんなものなのか、逆に多いのか少ないのか、一番この数字って分かりにくいところなんやけど、もしこれが少ないとなった場合にどういったＰＲをしていくのかも大切やと思うんですけれども、せっかく人に来てもらう以上、人を雇う以上、そういった部分で何か考えていますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（岡　一行君） この人数的にどう思うかということに関しては、正直申し上げて、もっと来てほしいです。そのために、ここに行ったらこれがあるぞというものをお示しできるものを、今、館長とも協議させてもらってあります。それと、やはりまず市内の子どもたちに岡潔先生のことを、これは基本的なことで本当にあれなんですけど、知って

いただいて、子どもたちが家へ帰ってお友達とかにいろいろしゃべってもらって、もっと来てもらうように、そういう目玉を、今も算数教室でいろいろ凝っているんですけど、そういったものを次につなげていきたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

７番　岡君。

○７番（岡　弘悟君）僕も同じところなんですけども、結構今お話を聞いていたら、結構来られているんやなとすごくよかったです。ただ、ずっとこの議論をしている中で今の形を取っているんで、今さら言うてもおかしい話になるんやけど、それだけ人が来られている、教育委員会の気持ちとしてはもっと来てほしい。僕はやっぱりそうなってきたら、今さら本末転倒の話なんやけど、郷土資料館とセットでやったほうがほんまはよかったんかなと思ったりするんです。逆にがらがらやからという意味じゃなくて、それだけ人が来てくれているんやったら、せっかく郷土資料館も新しくなる。

僕、話がずれるけど、何でこの話をしているかと言うたら郷土資料館ともつながるんやけど、昔の郷土資料館の展示というのが人を呼べるほどのものでも僕はないと思っていたんです。何でかというたら、僕はちっちゃいときから家が近所なんで、郷土資料館はよく行ってたんです。涼みに行っていたって、言葉が悪いですけどほんまに涼しかったんでよく行かせてもらっていて、それでずっと何回も見ていたんやけど、展示品も大分レイアウトも考えていかなあかん中で、メインに推してくるものというのも考えていかなあかんとなると、やっぱり岡潔先生もそうやし、ずっと市がやっていた前畑さん、あと、古川さん。今で言うたらたくさんパラリンピックのね、市役所へ来られているけど、名前は控えますけど、いろんな著名人もいてたりとかするんで、将来的に人数がどんどん増えて、もっと盛り上げていこうという形になったときには、そういったところの相乗効果も狙って計画を立てていってほしいかな。今は始めたばかりなんで、まだ手探りの状態で一生懸命やられているということなんで今すぐにとは思いませんけども、そういったことも視野に入れていただければいいかなというのを要望だけで。答弁は結構です。これは今始まったばかりで、そないしますとも言われへんし、今後、それは分からないという答弁しかないとは思うんで、ただ、気持ち的にはそういったもので相乗効果を狙って、郷土資料館のほうもたくさん人が来ていただけるような形を取ればいいかなと思いますので、これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

15番　辻本君。

○15番（辻本　勉君）36ページの給食費の関係なんですけども、2,316万円、学校給食用賄い材料費ということで、物価高騰ということで材料費が上がってきておる中で、質を落とさないようにということで大変ありがたいことなんですけども、この説明、主なものの中にもあるんですけども、和歌山県の補助金ですか、和歌山県公立学校給食費無償化事業ということで収入で上げているんですが、この辺の県の要綱というのが来ておるんであれば、簡単に説明だけお願いしたいと思うんですけど。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）お答えいたします。

県の要綱の対象は、市町村公立の小・中学校の給食費無償化ということで、県立の中学校のお子様は対象となっておりません。

中身で言いますと、上限があるんですけど

も、補助率が２分の１でございまして、要保護とか準要保護で既に公費負担で対象となっている児童の給食費に対してはそちらのほうを優先していただいて、こちらは新たに、今までかかっていなかったお子さんに対する補助の要綱となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）15番　辻本君。

○15番（辻本　勉君）ありがとうございます。分かりました。

それで、材料費の賄いを上げていただいとるんで大変ありがたいんですけども、これは質を上げるというわけじゃないんでしょうね。現在の給食の質を上げるんじゃなしに、下がらないようにという、物価高騰なんで今までの予算であれば当然下がってくるんやけども、それを下げないようにということで現状維持という形の中で予算を組んでいただいとるんかな。その辺だけちょっと。質を上げるということではないでしょう。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）質を落とさないというのは最低限の基準なんですけど、学校給食センター長ともずっと話をしているんですけど、現場では質を確保する、もしくはより向上するという形で栄養士とか調理員とか所長が努力してくれていますので、そこはめざしているというふうにご理解いただけたらありがたいです。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

９番　堀内君。

○９番（堀内和久君）30ページ、2802教育総務課の事務局人件費、これはどのようなものか。

その下、2805教育振興に要する経費120万円、修繕、これは何を修繕したのか。

ページが飛びまして、８番議員と同じところ、34ページの同じところ、3253岡潔先生の経費で人件費だろうと思うんですけど、これは何のために計上したのか、それをお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡　一行君）質疑が前後して申し訳ないんですけど、最後の岡潔数学体験館の人件費は、当初、一般事務として会計年度の予算を審議してもらっていたんですけど、館長になっていただいている方が元校長先生で単価が上乗せされています。その給与の差異となっております。

２番目の東部コミュニティセンターの修繕につきましては、東部コミュニティセンターの舞台のスポットライトをＬＥＤ化するための修繕でございます。

それから、30ページの人件費につきましては、これは人事異動に伴う給与の上乗せを要望させていただくものです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）９番　堀内君。

○９番（堀内和久君）分かりました。岡先生と東部コミュニティセンターは分かりました。

もう一個の教育総務課の、よくありますよね、人事異動をしたことで役職が変わるさかいに減額補正をやったり追加補正をやるというか、300万円、結構大きいと思うんですけど、どえらい偉い人がやってきたとかそういうことなんですか。人事異動なんで、逆に数百万円、どこかの課で減っとるんかなとかそんな解釈をするんですけど、その解釈は間違っているんですか。教えてほしいだけで、あかんと言うとるわけじゃないんで、お願いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今回の補正に提案させていただいている人件費の中は、様々たくさんなところで人件費が出ていると思います。これが全体的に人事異動を行った結果、給料の高いというんですか、役職の高

い者が行った結果が増えたとか、もしくは減ったとかというところを相殺しているような状況の補正になっております。トータルとしては、全体的には給与全体としては減っている。給与費明細書を見ていただいたら分かるんですが、そういう状況であります。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、10款を終わります。

次に、11款災害復旧費、35ページから36ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。５ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑はありませんか。

５番　阪本君。

○５番（阪本久代君） さっき聞き忘れたんです。すいません。22ページの新型コロナワクチン予防接種健康被害者救済給付金ってあるんですけれども、これは何人分で、今までの合計でいうと何人の方に給付されたのか教えてください。

○議長（森下伸吾君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君） 今回上げさせていただいている予算は２人分でございます。過去からのワクチンの接種についての健康被害の請求は５人がありまして、令和３年１件、令和４年１件、令和５年１件、今回２件ということで、合計５件でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君） ほかにありませんか。

７番　岡君。

○７番（岡　弘悟君） 全体ということなんで、全体の疑問をお聞きしたいんです。もし僕の聞き方が間違えていたら、議長、止めていただければ。

補正予算を組むときに、例えば燃料費、国が補助金をどんどん減らして打ち切っていくという中で、今原油価格は下がっているけども実際、燃料価格って上がってきていますやんか、日本はね。ガソリンスタンドへ行ったら分かりますよね。原油価格が70ドル前後、１バレルまで下がっているのに、原油価格はレギュラー160円とか170円とか、大阪やったら180円とか、軽油で141円とか、そんな状態になってきているんですけど、そしたら、市の中で燃料を使っているところとか、あと、運搬業務を入札でも落札されたところもたくさんあると思うんです。例えばごみの収集車とか、そういったところの燃料高騰に対する補正というのは考えて出していってくれるんかな。

何でこの話をするかというと、いろんなところで補正予算で、指定管理とかをしているところを後から燃料高騰のためと言って補正とか出てくるんやけど、ただ、見えるところはそういうところで補正はやってくれているんやけども、例えば運搬とかいろんなところで随時、期間を契約しているところなんかというのは変動性がある中で、計算上、次の入札まではそれでいくという考えも分かるんですけど、じゃあ、次の入札時のときにはちゃんと上がっているんかといったら、僕が調べたら結構上がってなかったりするところが多いんですよ。そういう計算方法も考えたら補正でも対応できると思うし、あとは入札時に、今日は入札の話はいいんですけど、補正とか

で、そういった燃料系とかの値上がりに対する補正というのをちゃんと考えてこういう補正の中に入れているのかどうかというのを確認したいんです。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）補正ということなんですけど、それぞれ議会のときに補正予算を上程するときには、各課に補正要求があるかないかというのを全庁確認をさせてもらう中で、それぞれその時々に応じて不足があれば、必ず要求としては上がってきます。それが指定管理であったり、委託先であったりということで、必要な予算が、契約額が足りないということであれば上がってきますので、そういったところで財政課のほうに上がってきた要求に対してヒアリングをさせてもらう中で、予算として上げさせてもらっている。今のところ今回の予算に関しては、そういう要求が原課からはなかったという状況でございます。

○議長（森下伸吾君）７番　岡君。

○７番（岡　弘悟君）そのとおりやと思います。ただ、それって行政側からの話でしょう。業者からしたら、聞いたら実は「いえいえ、そんなことはない。燃料代が上がってしんどいんですよ」という話は絶対出てくると思う、実際の話ね。行政の中では「そんな話は聞いてないよ。だから上げませんよ」という話はもちろん出てくると思うんやけど、民間レベルからしたら、やはりこれだけ燃料が上がってきたら、「前の単価ではしんどいな」というのは絶対出てくると思うんです。ちゃんとヒアリングをすればね、全部。

何でこれを聞くかといったら、契約当時の単価って出ているわけでしょう、基本的に。そしたら、自分らから分かるじゃないですか。例えば140円で契約していて160円になっているんやから、「ちょっとしんどくないですか」という話を逆に、上に上げる話じゃなくて下に持っていかなあかんと思うんですよ。その辺のヒアリングをしていただければ多分、普通に「ちょっとしんどいですよ」という話は出てくると思うんやけどね。そこまでせんでもええというのもあるんやけど、正直な話ね。業者が言うてきたらええんやでというのも、もちろんそれも当然やと思う。業者が燃料代だけじゃなくてほかの部分も含めて全体でどれだけの利益を取れているかという話やから、「燃料代はカバーできていますよ」という話であればいいんやけども、ただ、あまりにも燃料代の高騰というのはこれから続くと思うんでね。

今お話をさせてもらったのは、今後、気をつけて見といてほしいんです。燃料代、これからレギュラーが180円とかになるかもしれないし、原油価格が今落ち着いているんで、これ以上上がれへんのかなというのは思うんです。補助金が打ち切られてもこれで頭打ちかなという感じはするんやけども、もし何らかの世界情勢が変わったときに原油価格が１バレル80ドルを超えてきたら、本当にレギュラー200円ぐらいになっちゃうんで、そういったところをしっかり目配せしていただいて、業者のほうにそういった状態になったら逆に聞いていただけるような体制だけ取っていただければと。これは要望で結構なんで、今後はそれでよろしくお願いいたします。答弁、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）昨今、物価上昇ということが普通に起こっているという中でいうと、契約の中に物価の上昇に応じたスライド条項というのを設けて契約にうたっておりますので、そういった意味で変更契約というのも出てきているのはあるということだけご理解いただけたらと思います。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
６番　髙本君。
○６番（髙本勝次君）以前に何かで説明があったかもわかりませんけど、申し訳ないです。24ページの上のところの14のところの環境美化センターの跡地利用のことなんですけども、地域の要望を聞きながらいろいろされているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。
○議長（森下伸吾君）総務部長。
○総務部長（中岡勝則君）環境美化センターの跡地ということですが、今、環境美化センター、生活環境課のほうでどうするかというのを考えておるわけなんですが、今建物を取り壊した後、まだ確定ではないんですが、利用の方法としたら、ごみの焼却場のあった跡ということもありまして、そのままどこかに譲渡というか売却してというのを考えると、何が出てくるか分からないという不安もあることから、一旦は今のところ市のほうで、ソーラーとかを活用したエネルギーの発電というのを考えておるところではあるんですけど、それは決定ではなくて、そういった取組みを念頭に今準備をしておるというところです。
○議長（森下伸吾君）市長。
○市長（平木哲朗君）環境美化センターの解体については、中島区との話も済んで、橋本市の自由にしてええよという話を頂いています。それで、あそこに環境美化センターを解体撤去するということで市の方針として進めています。多分言われているのは、あそこの横のお風呂のことかなとは思うんですが、あそこについては老朽化していて、もしあのまま使い続けるとなると、かなりの修繕費がかかってきます。かなり老朽化で、水回りの関係とかそういうところが駄目になってきているんで、このままいったらまだお金を入れていかなあかんということにもなりますし、その都度、使ってもらっていると市が修繕費をずっと出し続けやなあかんということもあって、できたら市の施設もなくせるものは全部撤去していきたいというふうに考えていまして、あそこについては私のところへも「残してください」という話はあるんですけども、これ以上、老朽化した上に、結構難しい問題もあるので、今回、美化センターとあそこのところは全部撤去させてもらうということで進めています。中島区についてはご了解を頂いておりますので、ご理解いただきたいと思います。
○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。
教育部長。
○教育部長（岡　一行君）９番議員、大変申し訳ございません。先ほどご質問いただいた教育振興の修繕費のことで、私は違う科目の修繕費を答えてしまいました。大変申し訳ありません。30ページの教育振興に要する経費の修繕料なんですけども、こちらはＧＩＧＡスクール構想の端末の修繕費です。別の科目で今回、東部を上げさせてもらってあって、そちらのほうと勘違いしていて言ってしまいました。申し訳ございません。訂正させてください。
○議長（森下伸吾君）９番　堀内君。
○９番（堀内和久君）ご丁寧にありがとうございます。数字の間違いは、答弁なんで全然、あれです。それで聞くんですけど、ＧＩＧＡで120万円、数とか、１台直すのに120万円も要らん、端末を直すのにとか、もう一個踏み込んだ内訳、120万円の根拠、その辺でお願いします。
○議長（森下伸吾君）教育部長。
○教育部長（岡　一行君）今、目算としまして24台分の端末を５万円程度で修繕するという見積りでございます。
以上です。

○議長（森下伸吾君） ご了承願います。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第１号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第１号　令和６年度橋本市一般会計補正予算（第６号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時55分まで休憩をいたします。

（午前10時40分　休憩）

（午前10時55分　再開）

○議長（森下伸吾君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第26　議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第26　議案第２号令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第２号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第２号　令和６年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27　議案第３号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第27　議案第３号令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算

（第１号）について　を議題といたします。
これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただ今議題となっております議案第３号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第３号　令和６年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28　議案第４号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（森下伸吾君）日程第28　議案第４号令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について　を議題といたします。
これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただ今議題となっております議案第４号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。
討論する方ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。
これより議案第４号　令和６年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について　を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29　議案第５号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（森下伸吾君）日程第29　議案第５号令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について　を議題といたします。
これより質疑を行います。
全般について行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第５号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第５号　令和６年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30　議案第６号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第30　議案第６号令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第１号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第６号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第６号　令和６年度橋本市下水道事業会計補正予算（第１号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31　議案第７号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について

○議長（森下伸吾君） 日程第31　議案第７号令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議題となっております議案第７号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第７号　令和６年度橋本市病院事業会計補正予算（第２号）について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32　議案第15号　令和５年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（森下伸吾君） 日程第32　議案第15号令和５年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号　令和５年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33　議案第16号　物品購入契約の締結について

○議長（森下伸吾君） 日程第33　議案第16号物品購入契約の締結について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号　物品購入契約の締結について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34　議案第17号　物品購入契約の締結について

○議長（森下伸吾君）日程第34　議案第17号物品購入契約の締結について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号　物品購入契約の締結について　を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35　選第１号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（森下伸吾君）日程第35　選第１号　人権擁護委員候補者の推薦について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第１号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第１号　人権擁護委員候補者の推薦について　を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第36　選第２号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（森下伸吾君）日程第36　選第２号　人権擁護委員候補者の推薦について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第２号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第２号　人権擁護委員候補者の推薦について　を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

日程第37　選第３号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（森下伸吾君）日程第37　選第３号　人権擁護委員候補者の推薦について　を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております選第３号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより選第３号　人権擁護委員候補者の推薦について　を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本件はこれに同意することに決しました。

○議長（森下伸吾君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明９月13日から23日までの11日間は委員会審査等のため休会とし、９月24日午前９時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

（午前11時７分　散会）

地方自治法第123条第３項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　森　下　伸　吾
５番議員　　阪　本　久　代
１３番議員　　田　中　和　仁